

議案第19号

平成22年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 | 0.7ヘクタール |
| (2) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積 | 0.8ヘクタール |
| (3) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 | 13.4ヘクタール |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 埋立事業収益	400,362千円
第1項 営業収益	354,797千円
第2項 営業外収益	45,565千円
支 出	
第1款 埋立事業費	329,595千円
第1項 営業費用	301,885千円
第2項 営業外費用	27,710千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額68,874千円は、

過年度分損益勘定留保資金68,874千円で補てんするものとする。).

支 出

第1款 資本的支出 68,874千円

第1項 建設改良費 8,874千円

第2項 他会計からの長期借入金償還金 60,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、53,424千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職員給与費 17,481千円

平成22年2月15日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治